

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|
| 会 長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 |
| | | | | |

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 前田孝徳

署名委員 行 辰朗

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 平成27年9月18日(金) 午前9時30分～
2. 招集場所 奄美市文化センター第1会議室
3. 出席委員

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | 與島 文雄 | 12 | 屋島 良幸 |
| 2 | 山下 典仁 | 13 | 喜野 和也 |
| 3 | | 14 | 中村 秀明 |
| 4 | 昇 睦朗 | 15 | 松元 修一 |
| 5 | 山田 良光 | 16 | 肥後 安美 |
| 6 | 榮 清志 | 17 | 泉 智宜 |
| 7 | 前田 孝徳 | 18 | 志岐 清夫 |
| 8 | 行 辰朗 | 19 | 赤崎 重雄 |
| 9 | 前山重一郎 | 20 | 榮 清安 |
| 10 | 南 利郎 | 21 | |
| 11 | | 22 | 福原 秀和 |

4. 欠席委員
吉 卓男委員、松崎 文好委員、野崎 清志委員

5. 議事に参与した者
事務局長 川内 進 事務局次長 用稲 工巳
住用分室長 福長 敏文 住用分室主幹 原 俊三
笠利分室長 有川 衛

6. 報告事項
出張報告 ・平成27年度農業者年金加入推進特別研修会
総会日程 ・10月総会日程について

7. 議事日程
 - (1) 会議録署名委員の指名について
 - (2) 会期の決定について
 - (3) 議案について
議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第59号 非農地の認定について
- 議案第60号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第61号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定
について
- 議案第62号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

協議事項

(4) その他

- ・平成27年度地域別農業委員研修会について

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は19人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成27年第9回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は吉 卓男委員、松崎文好委員、野崎清志委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に7番前田孝徳委員と8番行 辰朗委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第57号から議案第62号までの6件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

日程第3

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>No. 37につきましては、贈与による所有権の移転でございます。3ページにありますように受人は新規就農で、6ページには営農計画書が添付されており、取得地にはスモモ等を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No. 38につきましては、売買による所有権の移転でございます。10ページにありますように受人は、パッションフルーツ52.8アールを栽培しており、この内借入地の今回申請地を購入する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No. 39につきましては、売買による所有権の移転でございます。18ページにありますように受人は、サトウキビ151.3アール、野菜22.7アール、タンカン17アールを栽培しており、取得地にはタンカンを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No. 40につきましては、売買による所有権の移転でございます。26ページにありますように受人は、タンカン6アールを栽培しており、取得地にはタンカン等を植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No. 41につきましては、売買による所有権の移転でございます。34ページにありますように受人は、サトウキビ1,479.8アール栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で、規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>以上5件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p> |
| <p>13番</p> | <p>(喜野委員)</p> <p>議案第57号No. 37農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。</p> <p>9月16日午後5時30分に委任を受けた司法事務所職員と受人と現地において面談いたしました。</p> |

約20年程前に申請地を申請人の父が購入しており、代金も当時支払い済みで渡人と協議の上売買ではなく贈与としたそうです。売買当時の所有者が死亡しているため相続登記の関係で司法事務所に委任していたとの事です。申請書記載内容に相違のない事を確認いたしました。

続きまして議案第57号No.37農地法第3条の規定による申請地確認について報告いたします。

9月16日午後5時30分に委任を受けた司法事務所職員と受人の立会いの下申請地を確認いたしました。現況ですが現在タンカン60本、スモモ35本及び野菜類が栽培されており、特に問題はないものと思われま

す。
なお、「第2項第1項、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局

(用稲次長)

それでは、譲渡人について報告いたします。

譲渡人が東京の方にお住まいですので9月15日午後2時から電話にて聞き取り調査を行いました。先程喜野委員の方からお話しがありましたとおり譲渡人のお父さんが以前譲受人に売買していたという事で、譲受人が登記登録書もお持ちだという事で今回の所有権移転に至ったという事です。申請内容につきましては何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたしますという事でした。以上です。

20番

(榮委員)

農地法第3条の規定によるNo.38について調査報告をいたします。

9月15日(火)午後6時30分に受人自宅前の石橋公園にて本人より直接お話しを伺いました。

主は奄美市の農業研修をも経ており今回購入予定の現地においても以前から借地として借り受けパッション等の栽培を行っていたとの事でした。この農地法の申請を機に本格的に農業生産に取りかかろうとする意欲も十分見受けられました。年齢も36歳と若く将来若手農業者として有望だと思われました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

16番

(肥後委員)

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請No.38の渡人と申請の土地について調査しましたので報告いたします。

9月17日13時から申請の現地を調査しました。

この土地は以前受人がハウスを建てスターチスやキクを栽培していた土地で、渡人も高齢になったので申請の受人が現在流動化で借り受けている土地改良された土地です。資料の15ページから16ページをご覧ください。現在渡人が建てたハウス1棟と受人が建てたハウス1棟が建っており受人がパッション等の作付けをしておりました。一部次のための苗を仕立てているようでした。

その後渡人宅を訪問して申請について話しを聞いてまいりました。

申請には間違いありませんという事で、受人については、真面目な方で農業を頑張っって成功して欲しいと期待感を語っておられました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

17番

(泉委員)

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.39の譲渡人、譲受人、土地についての調査報告をいたします。

9月14日18時20分に譲渡人、18時50分に譲受人に話しを伺いました。

土地は18日に調査をいたしました。

この土地は譲受人の土地を通らないと行けない状態で譲り渡すという事でした。渡人も受人も申請書には間違いないと事でした。なお、対価は全部での対価だそうです。土地の方は今バンジロウが植えてありました。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

20番

(榮委員)

農地法第3条の規定によるNo.40について調査報告をいたします。

9月15日午後5時30分受人の自宅において直接面談をいたしました。申請内容の確認と共に耕作意欲についても伺いました。また、今回購入予定の農地に植えられたタンカン、ポンカン等の果樹に手を入れないかの意向も本人よりお話し頂きました。土地につきましては、同日15日午前10時過ぎに渡人の息子さん、山下委員、私の3人で現地に赴き現状を確認いたしました。現状は山の中腹の傾斜地に段々畑状に作られ、先程述

べましたようにタンカン、ポンカン等の果樹が植えられており、幾分管理が必要な状況と写りました。なお、土地の所在地番が春日町と大字伊津部の2カ所となっておりますが、隣接した現状ですので2カ所同時報告とさせていただきます。土地の現状が今述べましたように段々畑状の山の法面を使った畑でしたので隣接した状況で、土地の所在地番について混乱した状況になりましたが春日町、大字伊津部がこの中に含まれた状況でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

2番 (山下委員)

議案第57号農地法第3条の規定によるNo.40について報告いたします。

9月15日(火)午前10時に渡人は高齢で耳が悪いとの事でしたので、渡人の代理人の息子さんに現地に来てもらい榮委員と私の3名でお話しを聞くことが出来ました。土地の所在及び権利の設定などに係る対価等記載内容に間違いのないとの事でした。以上で調査報告を終わります。

17番 (泉委員)

議案第57号農地法第3条の規定による許可申請についてNo.41の譲渡人、譲受人についての調査報告をいたします。

9月15日8時20分に譲渡人、8時50分に譲受人に話しを伺いました。譲渡人は5年程前に体を壊して農業が出来ないという事で譲るという事でした。申請書には間違いのないという事でした。

なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

10番 (南委員)

農地法第3条による申請議案第57号No.41について土地の調査をしましたので報告いたします。

大字平字平トモリ原の現地確認に行く事を9月14日午後3時に受人に電話連絡を入れ、サトウキビの植えつけ中で非常に忙しいとの事でしたので、現地確認を私一人で行う事を伝え、4時に現地の確認をしてきました。659番1には受人の農機具倉庫や作業小屋が建っており、同じ敷地内に渡人の土地があったのですが、申請地は受人が既にサトウキビを作っている畑で今回もサトウキビが栽培されておりました。渡人の好意により

| | |
|-------|---|
| | <p>今回の申請がなされております。なお、受人は笠利町でも一番大きなサトウキビの生産農家でして規模拡大をしているようでございます。</p> <p>なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりであり何ら問題はなく、申請のとおり許可しても良いと思いますので審議の程よろしくお願いいたします。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>それでは、これから本案に対する質疑に入ります。</p> |
| 1 5 番 | <p>(松元委員)</p> <p>No.37は面積が一寸大きなもので調査では20年程前に売買という事ですけれども、この受人が売買をされたのですか。</p> |
| 1 3 番 | <p>(喜野委員)</p> <p>申請地は申請人の父が購入したという事です。</p> |
| 1 5 番 | <p>(松元委員)</p> <p>そうすると植えられているミカンの木は大分老木ですか。</p> |
| 1 3 番 | <p>(喜野委員)</p> <p>そうです。もう20年程耕作を続けていますのでタンカン、スモモ共に成木です。</p> |
| 4 番 | <p>(昇委員)</p> <p>No.38のこの土地は利用権設定されていてハウスか何か施設があったように思うのですが。</p> |
| 1 6 番 | <p>(肥後委員)</p> <p>先程報告しましたように譲受人が建てたハウスと譲渡人が建てたハウスの2棟建っております。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> |

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第 5 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当調査員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請については、審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第 4

議案第 5 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No. 2 1 につきましては、売買による所有権移転で一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は和光町の和光第一公園近くの山裾で、周囲は住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

No. 2 2 につきましては、売買による所有権移転で一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は有屋町の輪内公園の斜め向かいの都市計画区域内で、周囲は住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されません。

No. 2 3 につきましては、売買による所有権移転で一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は和野集落の中で周囲は住宅に囲まれており、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断さ

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>れます。</p> <p>以上3件でございます。</p> <p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(用稲次長)</p> <p>それでは、No.21の報告をいたします。</p> <p>譲受人が東京にお住まいなので9月15日9時に電話にての聞き取り調査になりました。申請の内容、住所、土地の地番・面積等についてお伺いしたところ、申請書のとおり間違いありませんという事で話しを伺っております。</p> <p>それから、譲渡人が2名おられまして二人とも兵庫県と大分県にお住まいなので電話での確認となりました。住所、土地の地番・面積等申請の内容とおりでですのでよろしく申し上げますとの事でした。以上です。</p> |
| 13番 | <p>(喜野委員)</p> <p>議案第58号No.21農地法第5条の規定による申請地確認について報告いたします。</p> <p>9月17日午後5時50分に申請地を確認いたしました。まず現況ですが20センチメートルから30センチメートル程度の草が生えております。住宅地街の中にあり近隣に耕作中の農地はなく特に問題はないものと思われまます。以上です。</p> <p>議案第58号No.22農地法第5条の規定による許可申請について報告をいたします。</p> <p>9月17日午前10時に渡人の職場であります奄美市役所で面談いたしました。申請地は市街地の中にあり、今後耕作の予定もないので今回売却を行うとの事でした。申請書記載内容に相違のないことを確認いたしました。</p> <p>続きまして受人の方にまいります。9月17日午後7時に受人の自宅で面談いたしました。現在実家の横の借家を借りており1メートル程の路地の奥にあり、駐車場もないため今回実家横の申請地を購入し住宅を建設する予定だという事でした。54ページの地図をご覧ください。右下に申請地という事で黒枠され斜線がされており、その右側にヘアーズファクトリーというパーマ屋さんがありますが、その右側の細い路地を通りまして突き</p> |

当たりが受人の実家です。その手前に借家をお借りしていますので、今回の申請地を購入する事により実家の方も裏にある塀を壊して道路の方に直接出られるという事で今回購入を予定したそうです。申請書記載内容に相違のないことを確認いたしました。

申請地確認について報告いたします。

9月17日午後6時25分に申請地を確認いたしました。まず現況ですが既に整地された状態で雑草もありません。住宅街の一角にあり近隣に耕作中の農地はなく特に問題はないものと思われます。以上です。

17番

(泉委員)

議案第58号農地法第5条の規定による許可申請についてNo.23の譲受人と土地について調査報告をいたします。

9月14日18時30分に譲受人宅にて話しを伺いました。こちらは既に家が建っている所でしたので始末書を出さないといけないのではと聞きましたら、もう出してあるとの事で申請書には間違いはないという事でした。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

譲渡人が大阪府豊中市に在住しておりますので事務局から確認を行いました。9月14日に電話をしましたが留守で、9月16日午前10時頃に電話をかけましたが留守のようでしたので従兄弟の方に連絡を依頼しましたら、10時20分頃本人から事務所に連絡がありました。譲受人氏名、譲渡地所在地、地番、面積、利用目的等確認をいたしました。譲渡人と譲受人は従兄弟関係に当たり、申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願ひしますとの事でしたので報告いたします。この申請につきましては、平成19年7月頃譲受人が内地におられ定年を機に帰郷するため住宅を建てることにしましたが、農地法を十分に理解していなかったため、3条申請を条件として仮登記を行ったまま住宅を建てられました。今年に入り地籍調査によって地目農地のまま変更されていない事が分かり今回の申請となりました。転用面積の一般住宅の面積を若干超えておりますが、地形の形状や海岸からの距離及び河川の隣接にあるため、台風・大雨時の河川の状況から擁護壁やブロックにより嵩上げをしなければならない状況にあり、既に建設されているため始末書及び500平方メートルを超える理由書を添付させております。以上です。

| | |
|-------|--|
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> |
| 1 3 番 | <p>(喜野委員)</p> <p>先程の事務局の説明で始末書が出ているという事でしたが始末書はあるのですね。</p> |
| 事務局 | <p>(有川笠利分室長)</p> <p>出ております。</p> |
| 4 番 | <p>(昇委員)</p> <p>今の様な事例はちよくちよくある事例で現在家が建っているという説明がありましたが、最近建てたのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>(有川笠利分室長)</p> <p>これは先程も報告いたしましたでしたが平成19年7月頃です。それを建てる時に5条申請でやれば良かったのですが、農地法を十分に理解していなかったものですから3条申請の仮登記をしてしまったという事です。</p> |
| 4 番 | <p>(昇委員)</p> <p>判りました。</p> |
| 議 長 | <p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第58号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> |

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて県農業会議へ諮問することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

議事を再開いたします。

日程第5

議案第59号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び説明)

No.5につきましては、昭和30年頃から休耕放棄しており、竹・雑木等が生い茂っている状況で農地として利用出来ないための申請で、現況原野969平方メートルとなっております。

No.6につきましては、地目は畑であるが原野化しておりススキ、低雑木が生い茂り今後も耕作の予定はないとの申請で、現況原野3,034平方メートルとなっております。

No.7につきましては、平成5年頃に倉庫や庭が造られ農地として利用出来ないための申請で、現況庭382平方メートルとなっております。

No.8につきましては、昭和5年頃から和田一族の墓地として利用しており、農地として利用出来ないための申請で、現況墓115平方メートルとなっております。

No.9につきましては、60年前から建物があり農地への復元は困難で農地として利用出来ないための申請で、現況宅地298平方メートルとなっております。

No.10につきましては、昭和60年頃からその家屋に通じる通路・階段部分として利用しており農地への復元は困難で農地として利用出来ないための申請で、現況雑種地118平方メートルとなっております。

現地については、担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。

以上6件でございます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。

7 番

(前田委員)

議案第 59 号非農地の認定について No. 5 の調査報告いたします。

9 月 16 日午前 10 時 50 分に現地に行きまして調査しました。現地は資料の 66 ページと 67 ページに写真が添付されておりますが、このとおり雑木が生えまして原野化しておりました。申請地は昭和 30 年頃からと書いてありますが、サトウキビが作付けされたと推察される畝が南北に形成された跡が確認され、雑木が大きく茂っているものですから下は草が無い状態で畝に木の根が張り付いている状態でした。農地としては利用出来ないと思いますので委員各位のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

事務局

(有川笠利分室長)

No. 5 につきましては、申請人が鹿児島の方におりますので事務局から連絡を取りました。

9 月 14 日 10 時 35 分頃申請人へ電話いたしました但留守で繋がりませんでした。16 日 9 時 5 分頃電話をしたら本人が電話に出られました。この土地につきましては、昭和 30 年頃まで親が管理しておりましたが、申請人は子供の頃から農地等に携わっておらず現況のようになっています。今回里村事務所さんへ依頼しましたのでよろしくお願い致しますとの事でしたので報告いたします。以上です。

15 番

(松元委員)

非農地申請 No. 6 の調査報告をいたします。

9 月 17 日午前 11 時に申請人宅にて聞き取り調査をしました。その土地は 40 年程前に売買してあるので自分は関係なく、何故まだ登記しないのか自分は印鑑証明まで取って登記してくれと言っていたのだがという事で、案内は岩崎産業さんから聞いてくれという事で実際の使用者と仮登記人は岩崎産業さんです。

土地について報告いたします。

9 月 16 日午前 9 時 30 分頃事務局の原さん、與島委員、中村委員、私の 4 名と仮登記人岩崎産業の社員 2 名で土地の調査をしました。土地は瀬戸内町へ向かって西仲間柳橋の住用川を渡って左側です。隣には岩崎産業の事務所があり直ぐ傍にはマングローブパークがあります。この土地は昭

和44年頃売買で申請人より購入して今まで何も耕作もされずそのままに
していました。この土地自体は住用川の方にくっついているのです。71
ページの字図でいけば456番、457番、458番1等は河原になって
います。その右側は全て住用川です。465番の川寄りの所には大きな木
が5、6本生えており回りはススキに覆われています。字図の466番、
464番、463番1、462番は原野になっています。川よりマングロ
ープパーク寄りの内側は原野になっているのです。456番、457番、
458番1、459番1、460番2等は国土交通省として河原や河川に
なっており、左側は土地の地目は原野で右側は河原になっていますので、
非農地にしても良いと3名で判断しました。皆様のご審議をよろしくお願
いいたします。以上です。

1番 (與島委員)

非農地申請No.7について調査をしましたので報告いたします。

16日午後4時頃に申請人宅へお邪魔しまして聞き取りをしました。こ
の案件は26年10月頃に落札した物件だそうです。間違いありませんの
でよろしくお願いいたしますという事でした。以上です。

15番 (松元委員)

非農地申請No.7の土地について調査報告をいたします。

16日午前10時30分頃に事務局より原さん、與島委員、中村委員、
私の4名で現地調査をしました。この案件は今與島委員からありましたよ
うに26年10月に裁判所の適格証明で中に墓があるという事で審議され
た土地です。この土地は私の家より瀬戸内町方向へ400メートル程行っ
た左側にあります。20年程前に国道改良工事で4世帯が立ち退く事にな
り、1名の方の土地を全部埋め立てて4世帯が移り住んだ所です。全部登
記申請がなされているだろうと思っていたのに、手前の方は全部なってい
たのですが奥の方で転用申請漏れがあったものと思われます。この土地は
売買した裁判所の物件で77ページは道路側正面から写していますが、手
前が庭で真向かいが倉庫でその隣にも倉庫が1軒あってその奥に母屋と離
れが続いている大きな家です。その申請漏れしていた土地は庭と建物の一
部を含みます。今回敷地内という事で非農地申請でお願いしたいという事
でございます。以上です。

事務局 (原住用分室主幹)

非農地申請No. 8の申請人の確認についてですが、本人は千葉県に在住している事から先月の定例会で3条の申請をしてありましたので、8月19日に農地の3条申請の住所、番地、面積そして非農地の住所、番地、面積を確認したところ、本人から間違いありませんという事でした。また、地元の立会人として叔母に委任してあるという事でした。現地でもその叔母に現地確認で立ち会いをいただいております。本人からよろしく願いますという事でした。以上です。

15番

(松元委員)

非農地申請No. 8の土地について調査報告をいたします。

9月16日午前9時より現地にて事務局の原さん、與島委員、中村委員、私の4名で使用者の叔母より説明を受けました。今事務局からありましたように全て姪の方から譲られるという事で墓になっていますので、前回の3条申請では出さなくて非農地申請という結果になりました。場所は瀬戸内町へ向かって西仲間集落のレンタルユークー側です。昭和5年頃から墓地として山手の方にあったものを下の方に移したという事で利用し始めて、現在では15基程の墓があります。墓の後ろは直ぐ山で手前には市道が通っています。昭和5年頃から墓地として利用しており、今回非農地として申請していますがよろしく願いますという事です。以上です。

2番

(山下委員)

議案第59号非農地の認定No. 9について報告いたします。

この議案は農地法第3条の規定によるNo. 40の渡人と同じ方です。9月15日(火)午前10時に申請人は高齢で耳が悪いとの事でしたので、申請人の代理人の息子さんに現地に来てもらい榮委員と3名でお話しを聞く事が出来ました。現地の状況は60年前からの建物があり農地への復旧は困難との事でした。

続きまして、議案第59号非農地の認定No. 10について報告いたします。

非農地の認定No. 9と同じ方です。現地はNo. 9に行く通路で、昭和60年頃から通路として利用しており農地への復旧は困難との事でした。以上で調査報告を終わります。

20番

(榮委員)

今山下委員から報告がありましたように9月15日午前10時過ぎに申

請人の息子さんと私と山下委員の3名で現地確認を行いました。なお、No. 9とNo. 10は関連した案件ですので続けて報告いたします。

まずは86ページのモノクロの写真をご覧いただきたいのですが、この建物の建っている場所は山の傾斜地の空き地を利用した一寸した段々状の敷地に建てられていまして、この目の前に近年完成した市道小俣線の道路が走っております。次に90ページのモノクロ写真をご覧いただきたいのですが、今山手側に擁壁が打たれておりまして階段状の道路が造られているのがお判りになると思いますが、この山手側の上部の家屋と擁壁の打たれている部分が今回この非農地証明願の対象となっている場所です。実際道路計画の時にこういう問題は処理するのが普通だと思うのですが、こういう段階で非農地証明願が出てきた状況だと思われれます。以上です。

議 長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。

1 5 番

(松元委員)

No.6について補足説明をいたします。

岩崎産業さんは、その当時は法人が土地を取得する事が出来ないという事で、結構仮登記の土地があったりしたもので今この土地を非農地にするのはどうかと3名でさんざん検討した挙げ句、木も生えているので良いだろうとしたのですが、周りが全て原野と川であくまでもこういう所だから出来るのだという事で、一応議案に上げてみるけれどもなかなか非農地は難しいのだよと岩崎さんにも伝えましたので、こういう所でない限り非農地は認めませんと言付け加えましたのでよろしく願いいたします。

議 長

(前山会長)

原野と河川に挟まれた土地という事ですね。

1 5 番

(松元委員)

そういう事です。

議 長

(前山会長)

そこに行ける公共道路はあるのですか。

1 5 番

(松元委員)

| | |
|------------|---|
| | <p>公共道路はありません。実際にはこれが土手の役割をこれが充たしている状態です。</p> <p>No.7については、始末書を付けるべきではあるのですが、この土地は裁判所で買い受けたものであって前の方が建てられたものであり、買われる方である故にそれを了承して裁判所で適格証明を受けて買ったという事で始末書は添付されておられません。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>確か私も記憶がありますが、農地が含まれているという事で後程4条申請か何か出て来るだろうと思われた所ですが、非農地で申請が出て来たという事です。</p> <p>No.8については、これも住用の神屋の土地ですが昭和5年頃から墓地として使用しているという事で、非農地にするのは差し支えないと思いますが、墓地法か何かで調べていませんか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(用稲次長)</p> <p>本人が後は墓地の関係で役所の方とやりとりをするという事で伺っています。</p> |
| <p>16番</p> | <p>(肥後委員)</p> <p>墓地は非農地にすると墓地になるのですか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>墓地は届出をしないと勝手に農地でも宅地であろうとも墓地を建てる事は出来ないはずです。墓地法で墓地として使用する場合には墓地としての登記は個人では無いはずで回らないはずですので、墓地に対する税金も無いはずです。</p> |
| <p>15番</p> | <p>(松元委員)</p> <p>雑種地になる訳ですか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>墓地として登記をすればそうなります。だから自分の土地といってもどこでも勝手には墓地は建てられないはずです。</p> |

| | |
|-----|---|
| 15番 | (松元委員) 市の税務課かどこかに届出が必要という事ですか。 |
| 議長 | (前山会長) これは届出が必要だと思います。 |
| 4番 | (昇委員) 地目は墓地として登記されていないのですか。 |
| 議長 | (前山会長) 墓地としての登記は恐らくされていないと思います。 |
| 6番 | (榮委員) 集団である場合には墓地として登記出来ます。私共の集落で新しく墓地を造ったものですから集団ですれば登記出来ます。 |
| 4番 | (昇委員) 地目が墓地になっているのですか。 |
| 6番 | (榮委員) 集団ではですね。 |
| 議長 | (前山会長) 協議会に移します。 正会に返します。 外に質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第59号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) |

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第6

議案第60号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（川内事務局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

（前山会長）

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。

名瀬地区の利用権設定の案件です。2番、3番の受人は認定農家です。

1番は認定農家ではありませんけれども親子です。親は退職しまして農園をしており、子供に移してイノシシの防護柵を設置する予定でこの利用権設定を出しております。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第60号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号名瀬地域農用地利用集積（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 7

議案第 6 1 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（有川笠利分室長）

（事務局の朗読及び説明）

議 長

（前山会長）

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。

笠利地区の合意解約の案件です。質疑ございませんか。

4 番

（昇委員）

合意解約について私の担当地区ですので補足説明をいたします。

今事務局から法的な説明がございましたが、貸人と借人とは兄妹です。

今から 3 0 数年前親御さんが農業者年金受給のために、当時の農業者年金制度は後継者を立てて後継者に農地を生前贈与し、贈与登記をしなければ手続きには入れないという事情がありました。そういう事でこの貸人が後継者に立てられていた訳です。母親が数年前に亡くなって父親も高齢化したので、家庭を守るという意味で本土に永年暮らしておりましたこの借人が U ターンして参りまして同居を始めた訳です。サトウキビ生産を大勢にやろうという意気込みを持って取り組み始めたところで、これまでの後継者から U ターンした兄の方に利用権設定をして兄貴の名義でキビの出荷をするという方法を取った訳で、その際利用権設定を私が頼まれまして申請書を出した次第でしたが、税務署からの指摘を受けて今回合意解約をしなければならなくなったという事です。税務署からの指摘は今事務局から説明がございましたので私の方では省きます。以上です。

1 6 番

（肥後委員）

兄妹から流動化で借りていた農地ですのに、税務署からの指摘というのはどんな部分を指摘しているのですか。

事務局

（有川笠利分室長）

これは先程説明しましたように農業者年金をもらった時に贈与税がかかりますので、その贈与税の猶予を受けており、その農地に対しては譲り渡

| | |
|--------------|--|
| | <p>した親御さんが亡くなって相続に替わるまではその土地は第三者又は色々な人に所有権又は利用収益権等を設定してはいけないという決まりがあり、それに該当した場合は猶予を打ち切りますよというのがあります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>贈与税の猶予の措置を受けている方はそれを非農地等にしたりしてはいけませんので、そういう方は気を付けて欲しいと委員の皆様をお願いしたいと思います。</p> |
| <p>4 番</p> | <p>(昇委員)</p> <p>私も頼まれて利用権設定の申請をしたのですが、そういった知識が無かったので非常に残念に思っているところです。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>贈与をして贈与税の猶予の申請をされている方は、後20年とか30年農業をずっと続けていかなければならないというのがあるのです。ですからそれを人に貸したり売ったりすると、贈与税を払いなさいと税務署から来ますので形式上は自分でやっているとしなさいといけないのです。</p> |
| <p>1 6 番</p> | <p>(肥後委員)</p> <p>贈与税の猶予を受けている事での申請ですか。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>そういう事です。</p> <p>土地調査の時にもそういったものがある土地を非農地とか遊休農地とかにしないように、耕作しているというふうにしないと、贈与税を払わなければならない可能性もありますので、そういったところだけ一寸気を付けて頂きたいと思います。</p> |
| <p>1 6 番</p> | <p>(肥後委員)</p> <p>農業委員の立場でそれは余り判らないですね。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>(前山会長)</p> <p>はっきりいって判りにくいですね。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>(有川笠利分室長)</p> <p>贈与税の猶予に関しては3年ごとに申請があります。</p> |
| 4番 | <p>(昇委員)</p> <p>その贈与税の猶予を受けた方というのは、この人だけではなくて当時は何人かいたと思うのです。</p> |
| 16番 | <p>(肥後委員)</p> <p>そういう土地は売買も出来ないという事ですか。売買する場合はその税金を納めてからという事になりますか。</p> |
| 議長 | <p>(前山会長)</p> <p>そういう事です。</p> <p>売買したら税金を納めなければいけなくなります。</p> |
| 事務局 | <p>(有川笠利分室長)</p> <p>相続になるまでの期間です。</p> |
| 4番 | <p>(昇委員)</p> <p>このお父さんはかなり結構な年になるまでサトウキビ生産に従事していたのです。娘が経営主になっていきますので娘の名前でサトウキビは出して自分は娘の手伝いをしているという形でやっていたのですが、奥さんが亡くなった前後から高齢化が進み農業もあまり従事出来ないような状況で、娘の兄が家庭を守るためにUターンして帰ってきたのだらうと思うのですが、自分の名前でサトウキビを出すようになったのです。それまでは娘の名前でサトウキビの出荷がされていたのに突然名前が替わってきたので、税務署はそこら辺から気が付いたのだらうと私は思うのですが残念な結果です。</p> |
| 会長 | <p>(前山会長)</p> <p>今回の場合は税務署の指摘によって出てきたのですから、そこら辺十分気を付けられて欲しいと思います。</p> <p>外に質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> |

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第61号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第62号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(有川笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第62号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定につ

いては、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。
これから協議会へ移します。

・平成27年度地域別農業委員研修会について

正会に返します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成27年9月18日

奄美市農業委員会

会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

